

通勤手当の非課税限度額の引上げについて

国 税 庁
令和 7 年 11 月

令和 7 年 11 月 19 日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和 7 年 11 月 20 日に施行され、令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

このため、下記 3 のとおり、令和 7 年分の年末調整で対応が必要となることがあります。

1 改正後の非課税限度額

改正後の 1 か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区 分		課 税 さ れ な い 金 額	
		改 正 後 (令和 7 年 4 月 1 日以後適用)	改 正 前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同 左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55km 以上である場合	38,700 円	31,600 円
	通勤距離が片道 45km 以上 55km 未満である場合	32,300 円	28,000 円
	通勤距離が片道 35km 以上 45km 未満である場合	25,900 円	24,400 円
	通勤距離が片道 25km 以上 35km 未満である場合	19,700 円	18,700 円
	通勤距離が片道 15km 以上 25km 未満である場合	13,500 円	12,900 円
	通勤距離が片道 10km 以上 15km 未満である場合	7,300 円	7,100 円
	通勤距離が片道 2km 以上 10km 未満である場合	4,200 円	同 左
	通勤距離が片道 2km 未満である場合	(全額課税)	同 左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同 左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000 円)	同 左

2 改正後の非課税限度額の適用

改正後の非課税限度額は、令和 7 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税限度額は適用されません。

- (1) 令和 7 年 3 月 31 日以前に支払われた通勤手当
- (2) 令和 7 年 3 月 31 日以前に支払われるべき通勤手当で同年 4 月 1 日以後に支払われるもの
- (3) (1)又は(2)の通勤手当の差額として追加支給されるもの

3 課税済みの通勤手当についての精算

- (1) 改正前に既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税限度額を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納となる税額がある場合には、本年の年末調整の際に精算することになります。

(注) 1 既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算の手続は不要です。

2 年途中で退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。

- (2) 年末調整の際における精算の具体的な手続は、次のように行います。

イ 既に改正前の非課税限度額を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をした（課税された）通勤手当のうち、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。

ロ 「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」といいます。）の余白に「非課税となる通勤手当」と表示して、イの計算根拠及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。

ハ また、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「給料・手当等①」欄には、「給料・手当等」欄の「総支給金額」の「計①」欄の金額からロの新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の金額を記入します。

ニ 以上により、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれることになるため、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行います。

4 給与所得の源泉徴収票の記入

給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入します。

(注) 年途中で退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「支払金額」欄を訂正するとともに、「摘要」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付します。

年末調整で精算する際の源泉徴収簿の記載例

【設例】

【説明】
自動車を使用して通勤している従業員（通勤距離が片道 50km）に、毎月、給料 300,000 円、通勤手当 30,000 円を支給している場合（各月の給与支給日：25 日）

- ・ 令和7年1月から10月（改正前の非課税限度額 28,000 円を適用）
各月の総支給金額・・・302,000 円（300,000 円（給料）+2,000 円（課税される通勤手当））
- ・ 令和7年11月及び12月（改正後の非課税限度額 32,300 円を適用）
各月の総支給金額・・・300,000 円（300,000 円（給料）+0 円（課税される通勤手当））

【解説】

- ・ 所得税法施行令の一部を改正する政令が令和7年11月19日に公布（令和7年11月20日に施行）され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が引き上げられました（自動車などの交通用具使用で通勤距離が片道50kmの場合、非課税限度額は28,000円から32,300円に引き上げられています。）。
- ・ 上記設例の場合、政令施行日前（令和7年11月19日まで）に既に支給された通勤手当（令和7年10月分まで）について、改正前の非課税限度額を適用し、各月の課税される通勤手当を2,000円と計算していますが、今回の改正により、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が引き上げられたことから、令和7年4月から10月までの7か月間に支給された通勤手当のうち、課税扱いとしていた通勤手当14,000円（2,000円×7か月）は非課税となります。
- ・ したがって、この課税扱いとしていた通勤手当14,000円は、「非課税となる通勤手当」として総支給金額から差し引き、年末調整で精算することになります（下記の記載例を参照。）。

■源泉徴収簿の記載例

[illegible]

新たに非課税となった部分の
金額・計算根拠を余白に記載